



京都市会の
ココが
知りたい!
第5回

政務活動費～使い道は全て公開しています～

市会に関する基本的なことや、その時々話題について、皆さんにわかりやすくお伝えするコーナーです(不定期掲載)。今回は、「政務活動費」について解説します。



Q.1 最近よく聞くけど、政務活動費って何？



A. 政務活動費は、「議員の調査研究その他の活動」に役立てるために各議員や会派に交付されるお金なんだ。2・3面で見たとおり、議員は議会に出席するほかにも、様々な活動をしているよね。



Q.3 じゃあ、具体的には何に使えるの？



A. 例えば、調査研究、広報広聴、資料の作成・購入、人件費、事務所費など、「市政の課題や市民の意思を把握し、市政に反映させるための活動などの経費」への使用が認められているよ。



Q.2 調査研究などのためなら自由に使えるの？



A. 政務活動費が何に使えるかは条leyで決めることになっているんだ。京都市でも条例や規則などに政務活動費を使う範囲を細かく定めているんだよ。また、使わなかった分は返さないといけないよ。



Q.4 ちゃんと使われているのかな？見てみたい！



A. 議員は、政務活動費を何に使ったかが分かるよう、収支報告書にまとめて、領収書などと一しょに議長に提出することになっているんだ。提出された書類は、市役所の市会図書・情報室や市会ホームページ上で全て公開しているよ！

京都市では、開かれた市会をより一層推進するため、平成28年8月31日から、政務活動費に関する領収書などについて、ホームページ上での公開を開始しました！

- ・街頭にて市政レポート配布
- ・議会（会派ごとの打合せ）
- ・市の担当者と協議
- ・市民の方からの相談対応
- ・現地調査
- ・議員活動の報告会を開催
- ・文献や資料等の読み込み など

クイズに挑戦!

京都市会では政務活動費に関する領収書などを、市役所の市会図書・情報室のほかにどこで公開している？（ヒント：「市会○○○○○○」）

クイズ
の答え

市会ホームページ

です。